

千葉県環境学習等行動計画（案）概要

計画策定の背景

○千葉県環境学習基本方針の改定（H19.9）から10年以上経過し、環境学習等を取り巻く状況が大きく変化

- ・環境教育等促進法の成立（2011）
協働の重要性を提示（法の目的に協働取組の推進を追加）
- ・SDGsの採択（2015）
環境・経済・社会の統合的向上を実現するための国際社会全体の目標
- ・環境教育等促進法基本方針の変更（2018）
体験活動の意義の捉え直し（体験活動の促進）
- ・第三次千葉県環境基本計画の策定（2019）
SDGsの考え方を活用（環境・経済・社会的課題の同時解決を目指す）

○現代の環境問題は、経済・社会の諸問題とも密接に関連・複雑化しており、環境学習等も時代の変化に応じた見直しが必要

- ・人口減少・少子高齢化（地域の活力低下による環境保全活動への影響）
- ・近年頻発する気象災害（気候変動による災害リスク増大）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大（経済活動と環境保全の両立）

「千葉県環境学習等行動計画」の策定（計画期間：2030年度まで）

環境学習等の課題

○環境への意識は高まってきている一方、環境保全活動への参加等、具体的な「行動」までには結びついていない

○環境問題を「自分ごと」として捉え、他者と協働しながら、問題解決に向けて行動することが重要

若手人材の育成

環境学習等を担ってきた人材の高齢化やSDGs等の環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、次代を担う若手人材の育成が必要

時代のニーズに合わせた取組

若者や環境に関心の低い人が環境学習等に参加するきっかけを作るため、時代のニーズに合わせた柔軟な形での取組が必要

ライフステージに応じた取組

子どもから大人までライフステージに応じた適切な手法・内容により、生涯にわたって行動する人材を育てる視点が必要

地域資源を活かした取組

本県の自然・産業・文化等の地域資源を活かした体験活動を促進することが必要

多様な主体との連携・協働

現在の環境問題は経済・社会的課題とも密接に関連しており、社会のあらゆる主体が連携・協働していくことが今まで以上に必要

SDGsとの関連付け

SDGsの考え方を活用し、一人ひとりの行動が持続可能な社会づくりにどう寄与するのかを関連付けて取り組むことが効果的

【基本目標】 ちばの未来を創る「行動する人づくり」～みんなで作る持続可能な千葉～

<計画指標>

- ・日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合：79.7%(2018年度) ⇒ 90.0%(2028年度)
- ・環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへ参加したことがある人の割合：24.6%(2019年度) ⇒ 35.0%(2030年度)
- ・県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数：24,590人(2017年度) ⇒ 25,000人(毎年度)

推進に当たっての視点

SDGsやESDの視点を取り入れる

SDGsと関連付け、持続可能な社会づくりに寄与する視点で取り組むESD*を推進することが、SDGsの17全ての目標達成につながる

体験活動を通じた学びを実践する

自然・産業・文化等の地域資源を活かした体験活動により、地域への関心や愛着を深め行動につなげる

生涯にわたる行動に結びつける

子どもから大人まで、ライフステージに応じた環境学習等により生涯にわたって行動する人材を育てる

みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

あらゆる主体が連携・協働し、地域社会全体で取り組む世代間・地域間の交流を促進

※ESD（持続可能な開発のための教育）…現代の様々な問題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組み、問題解決につながる価値観や行動等の変容をもたらすための学習・教育



社会のあらゆる主体が適切に役割分担しながら環境学習等に取り組む

推進施策

【主な取組】

1 人材の育成と活用

- (1) 学校や地域における指導者等の育成
- (2) 次代を担う若手人材の育成
- (3) 指導者等の人材の活用
- (4) 県の率先取組

- ・SDGs・ESDの視点を取り入れた教職員等への研修
- ・SDGsの視点を持った若手人材の育成
- ・学校や子どもエコクラブ等の活動支援
- ・指導者等の人材をつなぐ仕組みづくり

2 情報発信・普及啓発

- (1) 環境学習等に関する情報の集約・提供
- (2) 時代のニーズに合わせた情報発信・普及啓発

- ・イベント、人材、プログラム、助成制度等の情報集約
- ・SNSの活用

3 プログラム・教材の整備

- (1) プログラム・教材の作成
- (2) プログラム・教材の活用

- ・多様な主体と協働でのプログラム・教材の作成
- ・他団体の優れたプログラム・教材の活用

4 参加の場と機会の提供

- (1) 体験の機会の場の認定
- (2) 多様な学習機会の提供
- (3) 環境学習関連施設等の活用と連携・協働の促進
- (4) イベント等の実施を通じた参加機会の充実

- ・体験活動の促進（体験の機会の場、環境学習関連施設等の活用）
- ・幅広い世代に対応した多様な学習機会の提供

5 活動基盤の充実

- (1) 環境関連基金の活用
- (2) 民間資金の活用
- (3) 表彰の実施
- (4) 調査研究

- ・ちば環境再生基金、地域環境保全基金の活用
- ・民間資金の情報収集、活用促進
- ・県民意識、先進事例の調査研究

6 協働取組の推進

- (1) 多様な主体との連携・協働の推進
- (2) 若者との協働の推進
- (3) 事業者等との協働の推進

- ・多様な主体間の交流、情報交換の機会の提供
- ・若者、事業者等との協働取組の推進

推進体制

- ・庁内の部局横断で組織する「千葉県環境学習推進連絡会議」を中心に関連施策を総合的かつ体系的に展開
- ・環境学習等に取り組む多様な主体との意見交換を実施し、取組事例を共有しながら、連携・協働した取組を推進
- ・PDCAサイクルに基づき、毎年度、計画の点検評価を実施（環境審議会企画政策部会へ報告）